

廃棄物関係事業者の皆様へ

～長野県からのお知らせ～

令和2年2月

**令和2年4月1日から、廃棄物処理法等に基づく
許可申請・届出等の業務を4か所に集約します**

県では、令和2年4月1日から、廃棄物関係業務に係る専門性の向上を図るため、地域振興局で行っている廃棄物の処理に係る各種申請・届出の受付・審査や監視指導等の業務を以下のとおり集約し、課名を『環境・廃棄物対策課』に改称します。

なお、環境課が行っているその他の業務につきましては、引き続き県内10か所の地域振興局（環境・廃棄物対策課又は環境課（ただし、木曾・北アルプスは総務管理・環境課））で行います。

【集約する主な業務】

- 廃棄物の処理に係る各種許可・届出・報告等に係る業務
（収集運搬業、処分業、処理施設等）
- 自動車リサイクル法に係る各種許可・登録・届出等に係る業務
（引取業、フロン回収業、解体業、破碎業）
- フロン排出抑制法に係る登録・届出等に係る業務
- PCB特別措置法に係る届出等に係る業務
- 上記各業務に係る監視指導業務

【集約の内容】

令和2年4月1日以降の担当課	令和2年3月31日までの担当課
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久地域振興局環境課
	上田地域振興局環境課
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	上伊那地域振興局環境課
	南信州地域振興局環境課
	木曾地域振興局環境課
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	諏訪地域振興局環境課
	松本地域振興局環境課
	北アルプス地域振興局環境課
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野地域振興局環境課
	北信地域振興局環境課

【その他】

- 既に長野県内で許可等をお持ちの方も、令和2年4月1日以降は、地域振興局環境・廃棄物対策課が窓口となりますので、ご承知ください。
なお、許可等期限が4月1日以降であっても、3月31日までに書類を提出される場合には、現在の担当課に提出してください。
- 申請・届出等に当たっては、直接持参又は郵送のいずれも可能です。
- 廃棄物の処理に係る各種ご相談等につきましても、それぞれの市町村を管轄する地域振興局環境・廃棄物対策課又は県庁環境部資源循環推進課へお問い合わせください。
- その他、ご不明な点がございましたら、県庁環境部資源循環推進課までご連絡ください。

県庁環境部資源循環推進課のお問い合わせ先

許可・届出に関すること 廃棄物審査係 ☎026-235-7164
監視指導に関すること 廃棄物監視指導担当 ☎026-235-7203
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp

【参考：令和2年4月1日以降の廃棄物関係許可等業務の窓口】

名 称	所 在 地 直 通 電 話	管 轄 区 域
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久市跡部 65-1 ☎0267(63)3166	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、 北佐久郡、小県郡
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	伊那市荒井 3497 ☎0265(76)6817	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、 下伊那郡、木曾郡
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	松本市大字島立 1020 ☎0263(40)1956	松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、 塩尻市、安曇野市、諏訪郡、東筑摩郡、 北安曇郡
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	長野市大字南長野 南県町 686-1 ☎026(234)9590	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、 下水内郡

☆長野市内については、長野市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。